

法令試験問題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

- (1) 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、事後に届出すればよい。
()
- (2) 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
()
- (3) 旅客自動車運送事業者は、事故等により旅客が死亡、又は負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずるとともに、遺留品を保管しなければならない。また、死者又は重傷者がいるときは、すみやかにその旨を家族に通知しなければならない。
()
- (4) 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
()
- (5) 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
()
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者等に適切な指示をし、携行させなければならない。
()

(7) 事業用自動車に係る事故が発生した場合に、記録が必要な事項に○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。

- ①事故の原因 ()
- ②自動車登録番号 ()
- ③乗務員の氏名 ()
- ④管轄運輸支局名 ()

(8) 一般旅客自動車運送事業者の運送約款の記載事項として、運賃及び料金の收受又は払い戻しに関する事項が定められている。

()

(9) 乗車定員1人以上の自動車の使用者は、保有車両が3両以上でなければ、当該車両数以上の使用の本拠ごとに整備管理者を選任しなくてもよい。

()

(10) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。

()

(11) 「貸切バス選定・利用ガイドライン」は、一般貸切旅客自動車運送事業者が改善基準告示を遵守した運行を確保するために、目的地までの効率的な運行経路を選定する際の指針を示したものである。

()

(12) 公示されている一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法に基づき運賃・料金を計算する場合の算出方法として、下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。

- ①走行時間には回送時間を含める ()
- ②点検・点呼時間は運賃計算に含めない ()
- ③走行時間が2時間未満の場合は、走行時間を2時間として計算する ()
- ④学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については、下限運賃から更に2割引できる ()
- ⑤走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる ()
- ⑥ガイド料、有料道路利用料の運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする ()

(13) 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。
()

(14) 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。
()

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

(1) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の () を受けなければならない。

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに () を営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、一部の場合を除き、当該事業者のウェブサイトへの掲載を行うものとする。

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを () の日から三年間保存しなければならない。

ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送の終了

(4) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対し対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が認める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び () について報告を求めなければならない。

ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態

(5) 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する () の記録、同運輸規則第三十八条第一項及び第三項の規定による () の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による () を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

ア. 指導監督	イ. 事故	ウ. 適性診断	エ. 教育	オ. 乗務
カ. 通達	キ. 改善命令	ク. 立入検査	ケ. 巡回	コ. 処分

(6) 事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に（ ）を行政庁に提出する義務がある。

ア. 輸送実績報告書 イ. 事業報告書 ウ. 事故報告書

(7) 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）を増進することを目的とする。

ア. 重大事故	イ. 適正な運営	ウ. 走行距離	エ. 定期点検	オ. 技術
カ. 意識	キ. 安全性の確保	ク. 利益	ケ. 迅速性	コ. 公共の福祉

(8) 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。

ア. 整備管理規程 イ. 保安基準 ウ. 点検要領

(9) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

(10) 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき（ ）以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ア. 二百万円 イ. 五百万円 ウ. 八千万円

(11) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）適切な処置をしなければならない。

ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために

【筆記問題】

次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 事業者は、営業区域の変更をしようとするときは、() 変更の認可を受けなければならない。

答. _____

- (2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の() ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

答. _____

- (3) 自動車運送事業の用に供する自動車は() ごとに定期点検整備をしなければならない。

答. _____

法令試験問題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×22 = 22点

- (1) 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、事後に届出すればよい。(道路運送法第9条の2)

(×)
- (2) 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)

(○)
- (3) 旅客自動車運送事業者は、事故等により旅客が死亡、又は負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずるとともに、遺留品を保管しなければならない。また、死者又は重傷者がいるときは、すみやかにその旨を家族に通知しなければならない。(運輸規則第19条)

(○)
- (4) 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法38条)

(×)
- (5) 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。(運輸規則第3条)

(○)
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者等に適切な指示をし、携行させなければならない。(運輸規則第28条の2)

(○)

(7) 事業用自動車に係る事故が発生した場合に、記録が必要な事項に○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。(運輸規則第26条の2)

- ①事故の原因 (O)
- ②自動車登録番号 (O)
- ③乗務員の氏名 (O)
- ④管轄運輸支局名 (×)

(8) 一般旅客自動車運送事業者の運送約款の記載事項として、運賃及び料金の收受又は払い戻しに関する事項が定められている。(道路運送法第11条、施行規則第12条) (O)

(9) 乗車定員11人以上の自動車の使用者は、保有車両が3両以上でなければ、当該車両数以上の使用の本拠ごとに整備管理者を選任しなくてもよい。(道路運送車両法第50条第1項) (×)

(10) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項) (×)

(11) 「貸切バス選定・利用ガイドライン」は、一般貸切旅客自動車運送事業者が改善基準告示を遵守した運行を確保するために、目的地までの効率的な運行経路を選定する際の指針を示したものである。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン) (×)

(12) 公示されている一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法に基づき運賃・料金を計算する場合の算出方法として、下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。

(通達：運賃・料金の標準適用方法)

- ①走行時間には回送時間を含める (O)
- ②点検・点呼時間は運賃計算に含めない (×)
- ③走行時間が2時間未満の場合は、走行時間を2時間として計算する (×)
- ④学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については、下限運賃から更に2割引できる (×)
- ⑤走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる (O)
- ⑥ガイド料、有料道路利用料の運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする (O)

(13) 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等のサービスについての規律を定めなければならない。(運輸規則第41条) (○)

(14) 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。(運輸規則第47条の7) (×)

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×15=15点

(1) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の (イ) を受けなければならない。(道路運送法4条)

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに (イ) を営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、一部の場合を除き、当該事業者のウェブサイトへの掲載を行うものとする。(運輸規則第4条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを (ウ) の日から三年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)

ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送の終了

(4) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対し対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が認める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び (イ) について報告を求めなければならない。(運輸規則24条)

ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態

(5) 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する (イ) の記録、同運輸規則第三十八条第一項及び第三項の規定による (ア) の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による (ク) を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。(運輸規則第69条)

ア. 指導監督	イ. 事故	ウ. 適性診断	エ. 教育	オ. 乗務
カ. 通達	キ. 改善命令	ク. 立入検査	ケ. 巡回	コ. 処分

(6) 事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に(イ)を行政庁に提出する義務がある。(報告規則2条)

ア. 輸送実績報告書 イ. 事業報告書 ウ. 事故報告書

(7) 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(キ)及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての(オ)の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(コ)を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

ア. 重大事故	イ. 適正な運営	ウ. 走行距離	エ. 定期点検	オ. 技術
カ. 意識	キ. 安全性の確保	ク. 利益	ケ. 迅速性	コ. 公共の福祉

(8) 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を(イ)に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法47条)

ア. 整備管理規程 イ. 保安基準 ウ. 点検要領

(9) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(イ)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

(10) 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、一事故につき(ア)以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。(旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示)

ア. 二百万円 イ. 五百万円 ウ. 八千万円

(11) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している(イ)適切な処置をしなければならない。(運輸規則18条)

ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために

【筆記問題】

1点×3＝3点

次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 事業者は、営業区域の変更をしようとするときは、() 変更の認可を受けなければならない。(道路運送法第15条、施行規則第14条及び15条)

答. 事業計画

- (2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の() ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)

答. 使用の本拠

- (3) 自動車運送事業の用に供する自動車は() ごとに定期点検整備をしなければならない。(道路運送車両法48条)

答. 3ヶ月